



発行 東京都

63

目次

○東京都宝くじの発売 (六件) (財務局主計部公債課) 一

計

一等	当せん金 百万円	当せん本数 二十本
二等	五万円	一百本
三等	一万円	三千五百本
四等	二千円	七千五百本
五等	二百円	十万本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

○東京都告示第六百六十九号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池百合子

○東京都告示第六百七十号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池百合子

一 名称 第二千六百二十八回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 百万枚 二億円
四 証票型式 証券型式

被封式 (被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

一 名称 第二千六百二十九回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円
四 証票型式 証券型式

一 名称 第二千六百三十三回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 一枚百円
四 証票型式 開封式

一 名称 第二千六百三十三回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 一枚百円
四 証票型式 開封式

六 発売期間 令和七年七月十六日から同年八月十二日まで
七 当せん金支払開始 令和七年七月十六日
期日
八 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金 当せん本数
一等 百万円 二十本
二等 五万円 一百本
三等 一万円 三千五百本
四等 二千円 七千五百本
五等 二百円 十万本
計
六 発売期間 令和七年八月六日から同月二十六日まで
七 抽せん期日 令和七年八月二十九日
期日
八 当せん金支払開始 令和七年九月三日
期日
九 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金 当せん本数
一等 千五百万円 一本
一等の前後賞 二百五十万円 二本
一等の組違い賞 十万円 十九本
二等 一万円 二千円 二百本
三等 二千円 四千本
四等 一千円 二万本
五等 五百円 二十万本
計
十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

○東京都告示第六百六十九号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池百合子

○東京都宝くじの発売 (六件) (財務局主計部公債課) 一

計

一等	当せん金 百万円	当せん本数 二十本
二等	五万円	一百本
三等	一万円	三千五百本
四等	二千円	七千五百本
五等	二百円	十万本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

○東京都告示第六百七十号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池百合子

三	発売の数及び総額	百万枚	二億円
四	証票金額	一枚二百円	
五	証票型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、一等から三等までの当せんが判明する方法）	
六	発売期間	令和七年八月十三日から同月二十六日まで	
七	当せん金支払開始期日	令和七年八月十三日	
八	当せん金の額及び当せんの数等級	当せん金	当せん本数
	一等	百万円	二十本
	二等	一万円	五千五百本
	三等	二百円	十万本
	計	十万五千五百二十本	
九	注意事項		
(一)	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれら者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。		
(二)	証票は、転売できない。		
●	東京都告示第六百七十一号		
当せん金付証票を次のとおり発売する。			
令和七年五月三十日			
一 名称	東京都知事 小 池 百合子		
二 受託銀行等の名称 及び所在地	第二千六百三十一回東京都宝くじ 千代田区大手町一丁目五番五号		

三	発売の数及び総額	三百五十万枚	五億円
四	証票金額	一枚二百円	開封式
五	証票型式		
六	発売期間	令和七年九月三日から同月十八日 まで	
七	抽せん期日	令和七年九月二十六日	
八	当せん金支払開始期日	令和七年十月一日	
九	当せん金の額及び当せんの数		
等級	当せん金	当せん本数	
一等	三千万円	一本	
一等の前後賞	千万円		
一等の組違い賞	十万円		
二等	三十万円	二十四本	
二等	三十万円	七十五本	
三等	一万円	五千本	
四等	千円	二万五千本	
五等	三百円	二十五万本	
十五夜賞	三万円	七百五十本	
計	二十八万八百五十二本		
十	注意事項		
(一)	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。		
(二)	証票は、転売できない。		

令和七年五月三十日	東京都知事 小 池 百合子	第二千六百三十二回東京都宝くじ
二 名 称	受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行
二 及 び 所 在 地		千代田区大手町一丁目五番五号
三 發 売 の 数 及 び 總 額	發売の数及び総額	五十万枚 一億円
四 證 票 金 額	証票金額	一枚二百円
五 證 票 型 式	證票型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）
六 發 売 期 間	發売期間	令和七年九月十日から同月三十日まで
七 当 せ ん 金 支 払 開 始	当せん金支払開始	令和七年九月十日
八 当 せ ん 金 の 額 及 び 当 せ ん の 数	当せん金の額及び当せんの数	
等 級	当せん金	当せん本数
一等	二百万円	五本
二等	五万円	三十本
三等	一万円	千八百本
四等	二千円	四千本
五等	二百円	五万本
計		五万五千八百三十五本
九 注 意 事 項		
(一)	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。	
(二)	証票は、転売できない。	

●東京都告示第六百七十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

東京都知事 小池百合子

第二千六百三十三回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和七年九月二十四日から同年十月十四日まで

七 抽せん期日 令和七年十月十七日

八 当せん金支払開始 令和七年十月二十二日

九 期日

当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金 当せん本数

一等 千万円 二本

二等 二百五十万円 四本

三等 十万円 三十八本

四等 三十万円 二十本

五等 一万円 二百本

六等 五千円 二千本

計 二十二万二千二百六十四本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百五十四号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第千六十三回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

四百万枚 八億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、
一等から三等までの当せんが判明する方法)

令和七年七月二日から同月十五日まで

令和七年七月二日

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、
一等から三等までの当せんが判明する方法)

令和七年七月二日から同月十五日まで

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百五十五号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第千六十六回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

五百万枚 十億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和七年七月十六日から同月二十九日まで

令和七年七月十六日

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和七年七月十六日から同月二十九日まで

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

六 発売期間
当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金
一百円
一万円
二百円

七 発売期間
当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金
一百本
二万本
四十万本

八 発売期間
当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金
五百万円
五万円
一万円
二千円
二百円

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

六 発売期間
当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金
五百本
二千二百五十本
一万三千七百五十本
百五十万本

七 発売期間
当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金
五百本
二千二百五十本
一万三千七百五十本
百五十万本

八 発売期間
当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金
五百本
二千二百五十本
一万三千七百五十本
百五十万本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百五十六号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和7年5月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第千六十七回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行

千代田区大手町一丁目五番五号

四百五十万枚 九億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和7年7月三十日から同年八月十九日まで

当せん金支払開始期日

令和7年七月三十日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

当せん本数

一 名称
二 受託銀行等の名称及び所在地
三 発売の数及び総額
四 証票金額
五 証票型式
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数
九 等級
十 計
(一) 注意事項
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百五十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和7年5月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第千六十八回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行

千代田区大手町一丁目五番五号

二千万枚 四十億円

(二十億円を一単位(一ユニット)として二単位(二

ユニット)。)

一枚二百円

開封式

令和7年8月12日から同年9月2日まで

令和7年9月5日

当せん金支払開始期日

令和7年9月10日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

当せん本数

一 名称
二 受託銀行等の名称及び所在地
三 発売の数及び総額
四 証票金額
五 証票型式
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数
九 等級
十 計
(一) 注意事項
(二) 証票は、転売できない。

備考
一等の当せん金の額については、当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額二十億円に対するものである。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百六十二号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千七十三回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額 二百五十万枚 七億五千万円

一枚三百円

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、

一等から六等までの当せんが判明する方法)

令和七年九月三日から同月十八日まで

令和七年九月三日

五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	五 四 三 二 一
証票型式	当せん金額	受託銀行等の名称及び所在地	受託銀行等の名称及び所在地	受託銀行等の名称及び所在地
八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一
当せん金の額及び当せんの数 等級	当せん金の額及び当せんの数 等級	当せん金の額及び当せんの数 等級	当せん金の額及び当せんの数 等級	当せん金の額及び当せんの数 等級
一千五百万円 一等	一千五百万円 二等	一千五百万円 三等	一千五百万円 四等	一千五百万円 五等
五十万円 一万円 一千円 三百円	五十万円 二千円 二千五百本 五百萬本	五十万円 二千五百本 二千五百本 五百萬本	五十万円 二千五百本 二千五百本 五百萬本	五十万円 二千五百本 二千五百本 五百萬本
計 五十九万一千百二十五本	計 五百九十一本	計 五百九十一本	計 五百九十一本	計 五百九十一本

計

九
注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百六十三号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千七十四回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
発売の数及び総額 三百五十万枚 七億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和七年九月三日から同月十六日まで

令和七年九月三日

五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	五 四 三 二 一
証票型式	当せん金額	受託銀行等の名称及び所在地	受託銀行等の名称及び所在地	受託銀行等の名称及び所在地
八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一
当せん金の額及び当せんの数 等級	当せん金の額及び当せんの数 等級	当せん金の額及び当せんの数 等級	当せん金の額及び当せんの数 等級	当せん金の額及び当せんの数 等級
三千五百円 一等	三千五百円 二等	三千五百円 三等	三千五百円 四等	三千五百円 五等
五百円 五百円 五百円 五百円	五百円 五百円 五百円 五百円	五百円 五百円 五百円 五百円	五百円 五百円 五百円 五百円	五百円 五百円 五百円 五百円
計 五百九十一本	計 五百九十一本	計 五百九十一本	計 五百九十一本	計 五百九十一本

計

九
注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百六十四号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千七十五回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

五百万枚

十億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和七年九月十七日から同年十月七日まで

令和七年九月十七日

当せん金支払開始期日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

百万円

五万円

一万元

二千円

五百円

一百円

五十円

二十円

十円

五円

二円

一円

五百円

一百円

五十円

二十円

十円

五円

二円

一円

五百円

一百円

五十円

二十円

十円

五円

九
注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

五
計

九
注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

計

九
注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

五十四万六千二百二十四本

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百六十五号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第一百六十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワーン)

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

二百万枚 六億円

(三億円を一単位(ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

被封式

令和七年七月一日から同月三十一日まで
令和七年七月一日

当せん金支払開始期日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金 千万円

百万円

一万円

三千円

二千円

一千円

三百円

二百円

一百円

五十円

二十円

十円

五円

二円

一円

五百円

一百円

五十円

二十円

十円

五円

二円

一円

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百七十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和7年5月三十日

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百七十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和7年5月三十日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第百六十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワント)

二 受託銀行等の名称及び所在地
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二百万枚 六億円

(三億円を一単位(ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

四 証票型式
五 証票額

被封式
令和7年8月1日から同月三十一日まで

六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数

当せん金
三十万円
二万円
一万円
二千円
三百円

当せん本数
二十本
千二百本
四千五百本
三十五万本

四十万七百二十本

九 注意事項
計

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百七十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和7年5月三十日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第百六十八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワント)

二 受託銀行等の名称及び所在地
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三百万枚 六億円

(一億円を一単位(ユニット)として六単位(六ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚二百円

四 証票型式
五 証票額

被封式
令和7年8月1日から同月三十一日まで

六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数

当せん金
二十万円
一万円
四千円
二千円
二百円

当せん本数
十八本
二千本
一万二千本
四万四千本
五十四万六千本

六十万四千二百十八本

九 注意事項
計

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百七十四号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称

イックワン

第百六十九回インターネット専用全国自治宝くじ(ク

イックワン

株式会社みずほ銀行

千代田区大手町一丁目五番五号

三百万枚

三億円

(五千万円を一単位(ユニット)として六単位(六ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚百円

被封式

令和七年八月一日から同月三十一日まで
令和七年八月一日

八 当せん金支払開始期日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

十万円

五百円

百円

計

九十六万百五十本

一等 等級

二等

三等

四等

五等

六等

七等

八等

九等

四 証票金額
五 証票型式
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金

三千円

二千円

一千円

五百円

三百円

二千円

三 証票金額
四 証票型式
五 証票金額
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金

一枚三百円

被封式

令和七年九月一日から同月三十日まで
令和七年九月一日

八 当せん金支払開始期日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

三千万円

二百万円

一百万円

三十万円

二十万円

二 証票金額
三 証票金額
四 証票金額
五 証票型式
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金

一枚三百円

被封式

令和七年九月一日から同月三十日まで
令和七年九月一日

八 当せん金支払開始期日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

三千万円

二百万円

一百万円

三十万円

二十万円

一 証票金額
二 証票金額
三 証票金額
四 証票型式
五 証票金額
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金

一枚三百円

被封式

令和七年九月一日から同月三十日まで
令和七年九月一日

八 当せん金支払開始期日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

三千万円

二百万円

一百万円

三十万円

二十万円

一 証票金額
二 証票金額
三 証票金額
四 証票型式
五 証票金額
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金

一枚三百円

被封式

令和七年九月一日から同月三十日まで
令和七年九月一日

八 当せん金支払開始期日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

三千万円

二百万円

一百万円

三十万円

二十万円

一 証票金額
二 証票金額
三 証票金額
四 証票型式
五 証票金額
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金

一枚三百円

被封式

令和七年九月一日から同月三十日まで
令和七年九月一日

八 当せん金支払開始期日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

三千万円

二百万円

一百万円

三十万円

二十万円

一 証票金額
二 証票金額
三 証票金額
四 証票型式
五 証票金額
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金

一枚三百円

被封式

令和七年九月一日から同月三十日まで
令和七年九月一日

八 当せん金支払開始期日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金

三千万円

二百万円

一百万円

三十万円

二十万円

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百七十八号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年五月三十日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第百七十三回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

二百万枚 四億円

(一億円を一単位(ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚二百円

被封式

令和七年九月一日から同月三十日まで
令和七年九月一日

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

五等

六等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

五等

六等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

五等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

五等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

五等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

五等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金

百万円

一等 等級

二等

三等

四等

当せん金支払開始期日
当せん金の額及び当せんの数
当せん金</